

ヘルシーユース かごしま

No.25



有害環境から
青少年を守りましょう！

～青少年を健全に育てるのは大人の責任です。～

「青少年は地域で育む」、「青少年育成は大人の責任」という観点に立ち、
子どもを取り巻く社会環境を見直し、整備していく姿勢が求められます。

郷土に学び・育む青少年運動

毎月第3土曜日は	青少年育成の日	【地域ぐるみで青少年育成】
毎月第3日曜日は	家庭の日	【家族のふれあいの促進】
毎月19日は	育児の日	【家庭・地域・職場で子育て応援】

青少年を有害情報から守るために

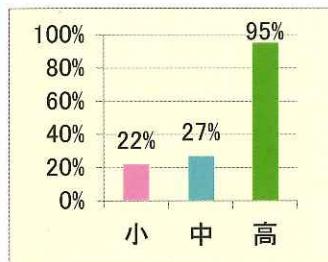


インターネットは、パソコンや従来型の携帯電話以外にも、スマートフォン、ゲーム機等を通じて、世界中の様々な情報を簡単な操作で手に入れることができる私たちの社会生活に多大な恩恵を与える情報ツールであり、有用で便利なコミュニケーションツールとして、青少年に広く浸透しています。



青少年の携帯電話、インターネット端末の所持状況

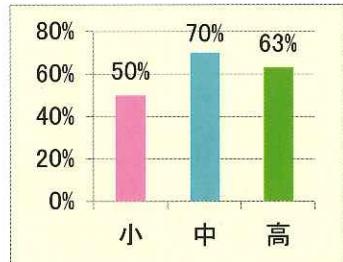
A 携帯電話の所持率
(自分専用の携帯電話を所持している者)



携帯電話所持者(A)のうち
スマートフォンを所持している者



B インターネット端末所持率
(携帯電話以外でインターネットに接続できる機器を所持している者)



(資料:鹿児島県教育庁「平成25年度携帯電話・インターネット利用実態調査」)

インターネットは危険な世界でもあるのです。

しかし、その一方で、暴力的な表現やアダルト画像など、青少年の健全な成長を著しく阻害する情報にも触れる可能性があります。コミュニティサイトの利用などにより、事件・事故に巻き込まれることもあります。また、安易な書き込みなどによって犯罪の加害者側になりうることもあります。

インターネットのどこが、どういう使い方が危険？

@掲示板	@ブログ	@ゲームサイト	@アダルトサイト
不用意な発言や悪意ある書き込み →一人を傷つけたり、ネットいじめに発展したりすることも！	安易な個人情報や居場所が特定される書き込み →待ち伏せやストーカー行為などの被害が発生！	「無料」ゲームに熱中し、次々とアイテムを購入 →ゲームの登録は無料だったが、アイテムは有料！後日、利用料金を請求されるケースが多発！	「無料」の表示を見て、アダルトサイトを閲覧 →会員登録料など、高額な利用料金が請求された！
@掲示板	ケータイカメラでの写真にも注意を！ →GPS付携帯電話での写真撮影には、位置情報が含まれることがあり、安易に投稿すると、個人自宅など特定される危険性あります。	@ゲームサイト オンラインゲームで知り合った「同世代」の人と交流 →実は年齢を詐称した大人で、言葉巧みに誘い出され、ワイセツ被害なども発生！	@薬物サイト 「合法ハーブ」と称する薬物を購入 →実際は麻薬などと類似の有害性があり、使用すると妄想や幻覚があらわれたりします。

このようなインターネット上の危険性を認識、理解せずに安易にアクセスした結果、様々なトラブル、犯罪被害に遭う青少年が増えています。青少年がインターネットを上手に利用できるように保護者がインターネットの特徴を理解し、青少年を見守ることが大切です。

みんなで考え、話し合おう

それでは、インターネットによるトラブルや犯罪被害などから青少年を守るために、保護者は具体的に何をすれば良いでしょうか。

これから、お子さんに携帯電話を持たせる 保護者のみなさんへ

進学、進級の時期が近づき、携帯電話をお子さんにプレゼントする保護者の方も多いと思います。持たせる前に、ネット社会の現状を良く知ってから持たせましょう。

I お子さんにどのような機器が必要か 良く検討しましょう。

「塾で夜遅くなっても安心」、「居場所がわかる」あるいは「子どもが欲しがったから」とケータイを持たせる理由は様々ですが、本当に必要な機器、機能を考えてみましょう。

利用時間の制限・機能制限型の案内

各携帯電話事業者では、利用する時間や機能を制限した携帯電話・プランがあります。

① 機能制限型携帯電話

- 「防犯対策」を最優先した子ども向け携帯電話
 - 防犯ブザー、GPS機能
 - 電話発信先などの制限

② 機能制限プラン

- 利用時間設定サービス
- 利用額制限サービス、迷惑メール拒否設定

II お子さんに渡す前に有害情報対策を 設定しましょう。

お子さんを有害情報やネットトラブルから守るために、必ずフィルタリングを設定しましょう。

・「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律」において、保護者は18歳未満の青少年が利用する場合は、青少年が利用する旨を伝える義務があります。

・携帯電話事業者は18歳未満の青少年が利用する場合は、保護者から不要との申し出がない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。

すでに、お子さんが携帯電話をお持ちの 保護者のみなさんへ

お子さんのケータイのこと、どれくらいご存じですか？無関心になってしまいませんか？もう一度お子さんのケータイについて、考えてみましょう。

I お子さんがどんな使い方をしているか ご存じですか？

ケータイ、特にスマートフォンでは、インターネットを通じて色々なことができます。今、お子さんがどのようなサイトを利用し、使い方をしているのか、話しながらチェックしてみましょう。

チェック項目

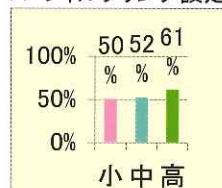
- メールを使っている
- 検索機能を使っている
- ニュースを見ている
- 音楽や動画を視聴している
- ネットショッピングをしている
- 掲示板やブログの書き込みをしている
- SNSやゲームをしている
- ネット上で知り合った友達と交流している

II 有害情報対策は大丈夫ですか？

フィルタリングは機能していますか？

お子さんに頼まれてフィルタリングを解除していませんか？

A フィルタリング設定率



B フィルタリング解除率



(資料：鹿児島県教育庁「平成25年度携帯電話・インターネット利用実態調査」)

スマートフォンのフィルタリングは要注意

スマートフォンは、インターネットに接続できる回線が2通り！

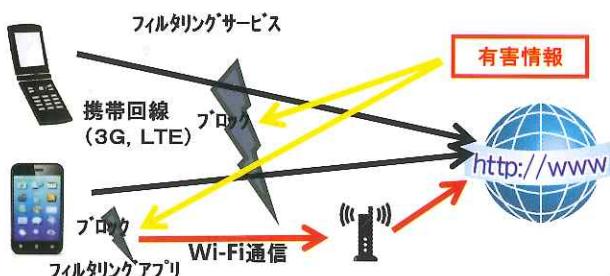
1つは、携帯電話通信回線です。携帯事業者のフィルタリングサービス（無料）で有害サイトをブロックできます。

もう1つは、Wi-Fi通信を使っての接続です。この場合は、フィルタリングサービスでは、有害サイトをブロックできないため、自分でフィルタリングソフト（アプリ）をスマートフォンにインストールする必要があります。

新しいサービスも登場

一部携帯電話事業者では、Wi-Fiを利用したインターネット接続においても、有害サイトへのアクセスを制限できるフィルタリングサービスがはじまりました。

詳しくは、販売店で説明を受けるようにしましょう。



ご家庭のルールを作りましょう。

ルールは一方的に押しつけるのではなく、インターネットを使う目的をはっきりさせ、なぜルールが必要なのかをお子さんが理解し、お子さんと一緒に作ることが大切です。

ルールの具体例

- ・利用時間帯を決める
- ・利用場所を決める
- ・暗証番号は保護者が管理する
- ・サイトに登録する場合は事前に相談する
- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない
- ・知らない人のメールに返信しない
- ・月に1度、利用状況を保護者と確認する



ルールを書いてみましょう。

- ルール①
- ルール②
- ルール③
- ルール④
- ルール⑤
- ルール⑥
- ルール⑦

◎ ポイント

必ず、お子さんの利用状況が確認できるルールを作りましょう。

→ お子さんの利用履歴を勝手にチェックするのではなく、折りにふれお子さんと一緒に確認し、問題がないか話し合うことが大切です。

困ったときは、相談しましょう。

インターネットで困ったときは、すぐに保護者に相談するように話しておきましょう。また、トラブルのときに慌てないように、対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

インターネットのトラブルで困った時の相談窓口

- | | |
|---------------------|---|
| ・かごしま子ども・若者総合相談センター | ☎099-257-8230 (火~日 10時~17時) |
| ・かごしま教育ホットライン24 | ☎0120-783-574 (フリーダイヤル: 24時間受付) |
| ・警察相談ダイヤル | ☎#9110 (全国統一ダイヤル: 24時間受付) |
| ・鹿児島県消費生活センター | ☎099-224-0999 (月~金 9時~17時, 土 10時~16時) |
| ・消費者ホットライン | ☎0570-064-370 (月~金 9時~17時, 土・日・祝 10時~16時) |
| ・ネットボリス鹿児島 | ✉ meyasubako@npk.from.tv |

ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは大丈夫ですか？

携帯電話、パソコン以外のゲーム機、携帯音楽プレイヤー等でもインターネットに接続できます。

保護者による管理が必要です。

お子さんが安全に利用できるように、閲覧制限や課金制限など取扱説明書に沿ってペアレンタルコントロール機能を利用しましょう。

また、必要な設定は、お子さんに渡す前に設定し、設定変更に必要なパスワードなどは保護者が管理しましょう。



『青少年保護育成条例』とは？

目的は？

青少年保護育成条例は、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の保護と健全な育成を図ることを目的としています。

いつ頃できたのですか？

昭和 38 年に制定された条例です。



「青少年」とは？

この条例で青少年とは、6歳から18歳に達するまでの者（婚姻した者を除く）をいいます。

どんな内容なのですか？

青少年にとって有害な図書やがん具の販売等の禁止、青少年の深夜（午後11時～午前4時）外出の制限など規定しています。

条	内容	条	内容
第1条	目的	第16条	利用カードの販売等の制限
第2条	条例の解釈運用	第17条	自動販売機による利用カードの販売の届出等
第3条	県民の責務	第18条	広告物の禁止等
第4条	定義	第19条	青少年のテレホンクラブ等営業の利用禁止等
第5条	映画等の推奨	第20条	質受けの制限
第6条	深夜外出の制限	第21条	古物買受け等の制限
第7条	興行場等への深夜の立入禁止	第22条	いん行等の禁止
第8条	有害映画等の制限	第23条	入れ墨の禁止
第9条	有害図書等の制限	第24条	場所の提供等の禁止
第10条	有害図書等の陳列場所の制限等	第25条	保護者等への通知
第11条	有害広告物の制限	第26条	立入調査等
第12条	有害がん具刃物等の制限	第26条の2	青少年のインターネット利用環境の整備
第13条	自動販売機等による販売又は貸付けの自主規制等	第27条	規則への委任
第14条	図書等自動販売貸付業者の届出義務等	第28条	罰則
第15条	自動販売機等による販売又は貸付けの制限	第29条	両罰規定
		第30条	免責規定

「鹿児島県青少年保護育成条例」の条文は県ホームページでご覧になれます。

(<http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/kankyo/seishounenhogoikuseijourei.html>)

次の頁からは、どのようなことを規定しているか、具体的な例をあげて解説します。

青少年保護育成条例 第9条 有害図書等の制限
第10条 有害図書等の陳列場所の制限等

●有害図書等から青少年を守りましょう！

図書等取扱い業者は

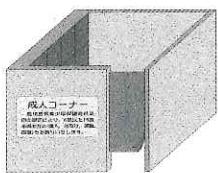
青少年にとって有害な図書等を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはいけません。

【罰則】青少年に有害図書等を販売、貸付、閲覧又は視聴させた業者は、20万円以下の罰金又は科料

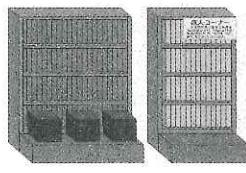
ご協力をお願いします。

◎一般図書との区分した陳列を！

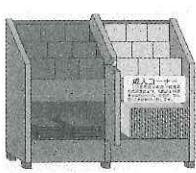
・隔離する方法



・一般図書の棚と離す方法



・切り板で仕切る方法



◎成人コーナーには、次の表示を！

成人コーナー

鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、18歳未満の方の購入、借受け、閲覧、視聴をお断りします。

◎有害図書等には、紐かけや包装を！



青少年保護育成条例 第12条 有害がん具等の制限

●有害ながん具、刃物等から青少年を守りましょう。

がん具刃物等販売店は

有害な刃物・がん具銃等を青少年に販売してはいけません。

【罰則】青少年に有害がん具刃物等を販売した業者は、20万円以下の罰金又は科料

有害ながん具、刃物とは？

がん具銃(エアガン等)で、一定の機能を有するもの

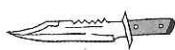
一定の機能とは



鋭利な切先及び刃先を有し、人体に危害を及ぼすおそれのあるもので、刃体の長さが6cmを越えるナイフ(ただし、果物ナイフ、カッターナイフは除く。)

例えば

■サバイバルナイフ



■ナックルナイフ



■バタフライナイフ



ご協力をお願いします。

- 運転免許証等により、確実に年齢確認をしてください。
- レジ等の見やすい場所に、青少年への有害がん具刃物の購入禁止の表示をお願いします。

青少年保護育成条例 第6条 深夜外出の制限
第7条 興行場等への深夜の立入禁止

●みんなでなくそう、青少年の深夜はいかい

青少年の深夜はいかいは、喫煙、飲酒、薬物乱用等の様々な非行の原因につながり、また、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性が十分にあります。

青少年保護育成条例では、青少年の深夜はいかい等を防止するため、次のような制限を行っています。

◎深夜外出の制限

・保護者は

特別な理由がある場合を除いて、深夜に青少年のみで外出させないように努めなければなりません。



・大人は

深夜に、青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅するよう指導しなければなりません。

また、保護者の同意を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。



【罰則】青少年を深夜に連れ出し等した者は、
10万円以下の罰金又は科料

◎深夜はいかいでの補導件数

(※警察に補導された20歳未満の者)

H20	H21	H22	H23	H24
5,527	6,070	3,937	3,113	2,248

(資料：鹿児島県警察本部「平成24年少年白書」)

◎興行場等への深夜の立入制限

・興行者等は

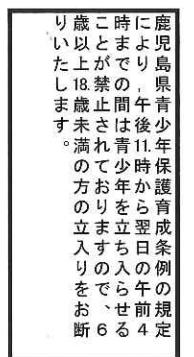
深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に、その営業する場所に青少年を立ち入らせてはいけません。



*興行場等とは、映画館、演劇場、個室等の形態を有したカラオケボックスやインターネットカフェ等をいいます。

【罰則】青少年を深夜に興行場等へ立ち入らせた興行者等は、20万円以下の罰金又は科料

入口の見やすい場所に、青少年の立入を禁ずる旨の表示が義務づけられています。



← 30cm以上 →

STOP！子ども連れての深夜外出

ライフスタイルの多様化、深夜営業店舗などの増加に伴い、小さい子どもを連れた家族を深夜見かけることが多くなっていると言われています。

子どもを連れての度重なる深夜外出によって、

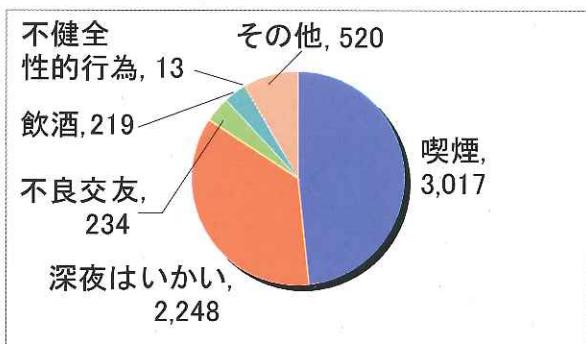
- ・十分な睡眠がとれないなど、生活のリズムが不規則になると、結果的に様々な心身の不調を引き起こすおそれがあります。
- ・保護者の子どもへの注意が散漫になり、連れ去りやわいせつなどの犯罪に巻き込まれる危険性があります。



みんなでなくそう、未成年者の飲酒・喫煙

未成年者の飲酒や喫煙は法律で禁止されていますが、鹿児島県内でも飲酒・喫煙で多くの未成年者が補導されています。

不良行為別の不良行為少年数



(資料：鹿児島県警察本部「平成24年少年白書」)



飲酒・喫煙の危険性

青少年の飲酒は、成長期における身体に悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒から「死」に至ることもあります。喫煙についても、成長期における身体に悪影響を与えます。

社会全体で取り組みを！

「子どもでも少しの飲酒は構わない」とか「タバコは外で吸わなければいい」といった間違った風潮が見受けられます。

子どもの身体に及ぼす悪影響や飲酒・喫煙が非行の入口となったり、事件・事故の引き金となる場合があることを認識し、青少年の飲酒・喫煙防止に社会全体で取り組みましょう。

違法ドラッグに注意

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）とは？

法律的な定義はありませんが、多幸感、快感等を高めると称して販売されている商品です。



危険性は？

脱法ドラッグを使用すると、妄想や幻覚があらわれます。その結果、酩酊した状態で車を運転し事故に至ったり、突然暴れだし通行人に暴行を加えたりする事故、事件が発生しています。また、脱法ドラッグを使用した人が、救急搬送されたり、死亡したりするケースも発生しています。

麻薬や覚せい剤とは違うの？

麻薬、覚醒剤、向精神薬等には指定されていませんが、それらと類似の有害性が疑われる物資を含んでいます。

簡単に手に入るの？

「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」等と称して、店頭やインターネットなどで販売されています。また、規制を逃れるために、ビデオクリーナー、芳香剤、ハーブ、研究用試薬などと用途を詐称して販売されていることもあります。